

ニッポンを
変える

いきいきふるさと大計画

2008年「ふるさとを元気にします。」



農林水産省

はじめに

農山漁村は、国民の食料生産の場であると同時に、豊かな自然や伝統・文化が受け継がれてきたところであり、私たちみんなの大切なふるさとです。

しかし、過疎化や高齢化の進行とともに、都市部との間で雇用機会や経済状況に格差が生じてきています。

こうした現状を打破し、農山漁村に活力を取り戻すため、農林水産省では、今村副大臣をはじめとする農林水産省幹部が「みずほの国・防人応援隊」として現地に出向き、多くの方々と意見交換を行うなど、現場の生の声を直接伺ってきました。

このパンフレットは、皆さんからのご意見を踏まえ、農山漁村の活性化に向けた対策をとりまとめたものです。これらの対策を通し、地域の皆さんの暮らしがいきいきと活力にあふれたものになるよう努めて参ります。

目次

農山漁村の活性化対策	・・・	2
人材への直接支援	・・・	3
1 地域力の発掘を担う人材の育成		
(1)地域リーダーの育成、(2)外部からのアドバイザーの派遣		
2 地域力の活用		
(1)プランづくりへの支援、(2)実践への直接支援		
農山漁村集落の再生	・・・	5
1 新たな地域協働の形成		
(1)祭り、伝統・文化等の保全・復活、		
(2)高齢者も利用可能な特産品の配送システムと紹介システムの構築、		
(3)農地・水・環境保全向上対策		
2 中山間地域等条件不利地域への支援		
(1)中山間地域等直接支払制度による支援、(2)小規模・高齢化集落への支援、		
(3)総合的な鳥獣害対策の推進、(4)離島漁業の振興		
地域経済の活性化	・・・	9
1 都市と農山漁村の交流の促進		
(1)農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、(2)子ども農山漁村交流プロジェクトの推進		
(3)棚田のオーナー制や体験農園等への支援、(4)直売所等による地産地消の推進		
2 各省等との連携の推進		
(1)農商工連携、(2)地域における歴史的風致の維持及び向上、		
(3)観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進(4)国産バイオ燃料等による地域活性化		
農林水産業の再生	・・・	15
1 農業		
(1)水田・畑作経営所得安定対策、(2)米政策改革の推進、(3)耕作放棄地解消対策		
2 森林・林業		
(1)間伐等の森林の整備・保全への支援、(2)林業・木材産業の再生への支援		
(3)森林資源を活用したニュービジネス創出への支援		
3 水産業		
(1)漁船漁業構造の改革、(2)新たな漁業経営安定対策、(3)燃油高騰緊急対策		
農山漁村活性化支援窓口一覧	・・・	19

各事業の予算額は平成20年度概算決定額であり、()内は平成19年度当初予算額です。また、【 】は平成19年度概算決定補正予算額です。

農山漁村の活性化対策

人材への直接支援

1. 地域力の発掘を担う人材の育成
 - (1) 地域リーダーの育成
 - (2) 外部からのアドバイザーの派遣
2. 地域力の活用
 - (1) プランづくりへの支援
 - (2) 実践への直接支援

1. 新たな地域協働の形成

- (1) 祭り、伝統・文化等の保全・復活
- (2) 高齢者も利用可能な特産品配送システムと紹介システムの構築
- (3) 農地・水・環境保全向上対策

2. 中山間地域等条件不利地域への支援

- (1) 中山間地域等直接支払制度による支援
- (2) 小規模・高齢化集落への支援
- (3) 総合的な鳥獣害対策の推進
- (4) 離島漁業の振興

農山漁村集落の再生

活力あるふるさとの再生

地域経済の活性化

1. 都市と農山漁村の交流の促進

- (1) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金
- (2) 子ども農山漁村交流プロジェクトの推進
- (3) 棚田のオーナー制や体験農園等への支援
- (4) 直売所等による地産地消の推進

2. 各省等との連携の推進

- (1) 農林水産業と商業・工業等との連携(農商工連携)の促進
- (2) 地域における歴史的風致の維持及び向上
- (3) 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進
- (4) 国産バイオ燃料等による地域活性化

農林水産業の再生

1. 農業

- (1) 水田・畑作経営所得安定対策
- (2) 米政策改革の推進
- (3) 耕作放棄地解消対策

2. 森林・林業

- (1) 間伐等の森林の整備・保全
- (2) 林業・木材産業の再生
- (3) 森林資源を活用したニュービジネス創出

3. 水産業

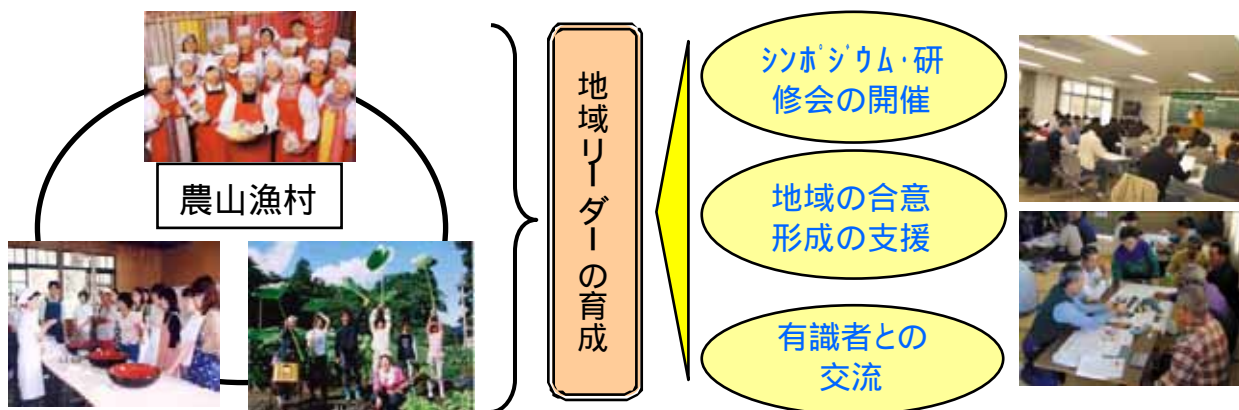
- (1) 漁船漁業構造の改革
- (2) 新たな漁業経営安定対策
- (3) 燃油高騰緊急対策

人材への直接支援

1 地域力の発掘を担う人材の育成

(1) 地域リーダーの育成

地域力を活かし、活性化させる地域リーダーの育成を支援します。



< 広域連携共生・対流等対策交付金の例 >

地域リーダーを育成し、新たな都市と農山漁村の交流を進める計画を作って地方農政局に応募して下さい。内容を審査させていただき定額を助成します。また、地域のコーディネーターやインストラクターなどの研修も支援しています。

・ 広域連携共生・対流等対策交付金	< 予算額 >	973 (800) 百万円
・ 山村再生総合対策事業	< 予算額 >	300 (0) 百万円他

(2) 外部からのアドバイザーの派遣

地域の内部にいると気づきにくい、地域力を指摘し、これを地域の活性化に活かす助言を行うアドバイザーの派遣を受けることができます。



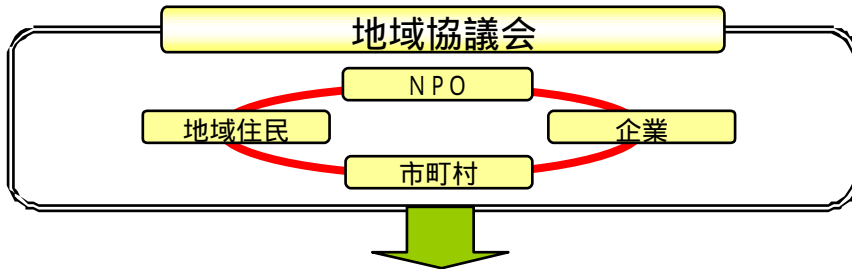
ふるさと		
・ 農山漁村地域力発掘支援モデル事業	< 予算額 >	1,110 (0) 百万円
・ 広域連携共生・対流等対策交付金	< 予算額 >	973 (800) 百万円
・ 山村再生総合対策事業	< 予算額 >	300 (0) 百万円他

2 地域力の活用

(1) プランづくりへの支援

地域力を活かした活性化のための計画策定を支援します。

ふるさと 農山漁村地域力発掘支援モデル事業の例



支援内容

地域住民や都市住民、NPO、企業などの多様な主体が参画した地域協議会を設立していただきます。



**具体的な実践活動を定めた地域
によるプランづくりを支援**

(ふるさとづくり計画)

5年間の実践活動に向けたプランづくりについて、初年度定額100万円(上限)を助成します。

(2) 実践への直接支援

地域住民が自ら、又はNPO、都市住民等の協力を得ながら取り込む活動に対し直接支援します。



地域力を活かした農山漁村の活性化

【実践活動の例】

特産品のブランド化

伝統・文化の復活・保全

地域資源(お祭りや農村景観等)を活かした都市住民との交流

直接支援

ふるさと

< 農山漁村地域力発掘支援モデル事業の例 >

5年間の実践活動に対し、毎年定額200万円(上限)を助成します。

ふるさと ・農山漁村地域力発掘支援モデル事業	< 予算額 >	1,110 (0) 百万円
・農村コミュニティ再生・活性化支援事業	< 予算額 >	143 (215) 百万円
・漁村地域力向上事業	< 予算額 >	103 (75) 百万円
・山村再生総合対策事業	< 予算額 >	300 (0) 百万円他

農山漁村集落の再生

1 新たな地域協働の形成

(1) 祭り、伝統・文化等の保全・復活

地域の皆さんが協力し、祭り、伝統文化、自然、景観などを保全したり、活用するモデル的な取組を直接支援します。

伝統的な「祭り」の保全・復活等

かぐらなどの「伝統・文化」の保全・復活等

魅力ある地域固有の風景づくり等



新たな地域協働の形成

【計画作成費・活動費を支援します】

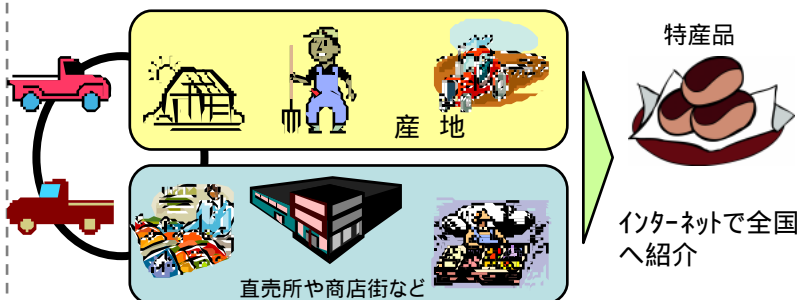
計画づくりについて、初年度定額100万円(上限)、5年間の実践活動に対し、毎年定額200万円(上限)を助成します。

ふるさと

・農山漁村地域力発掘支援モデル事業 <予算額> 1,110(0)百万円

(2) 高齢者も利用可能な特産品の配送システムと紹介システムの構築

出荷が困難な高齢の農林漁家の方も利用可能な流通モデルづくりを支援し、特産品を全国へ紹介します。



地域の流通モデルづくりを支援します。

直売所などへの高齢者の出荷を進めるシステムづくりを支援します。

インターネットにより各地域の特産品を紹介します。

<広域連携共生・対流等対策事業の例>

新しい地域の流通モデルづくりに向けた計画を作成し、地方農政局に応募してください。内容を審査の上、定額を助成します。

・広域連携共生・対流等対策交付金 <予算額> 973(800)百万円
 ・地域流通モデル構築支援事業 <予算額> 20(0)百万円
 ・地産地消モデルタウン事業 <予算額> 321(281)百万円

(3) 農地・水・環境保全向上対策

農地や水路などの地域の資源や環境を守り、より一層の質の向上を図るために、地域のみなさんで取り組む活動を支援します。

【共同活動への支援】 田んぼや水路、農村環境を守る地域の共同活動に対し、活動を行う区域の農地面積に応じ交付金を交付します。



生き物調査



景観保全



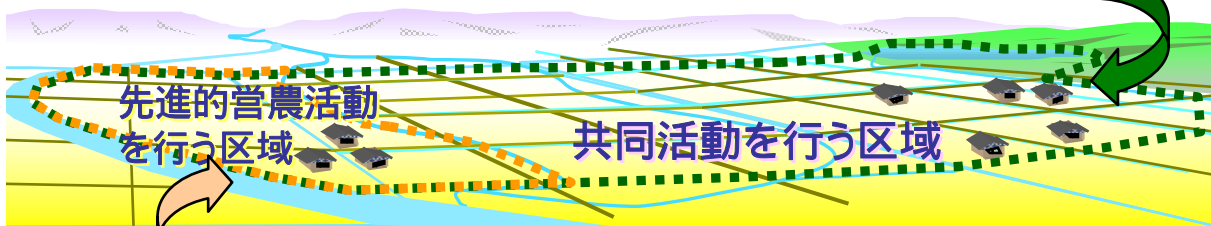
水路の補修



農道の草刈り

	交付単価 (国と地方の合計)
水田	4,400円/10a [3,400円/10a]
畑	2,800円/10a [1,200円/10a]
草地	400円/10a [200円/10a]

[]は北海道



【営農活動への支援】 地域でまとめて化学肥料や化学合成農薬を5割以上低減する環境にやさしい農業への取組に対し、取組面積に応じ交付金を交付します。



土づくり、化学肥料・化学合成農薬の低減



アイガモによる除草

作物区分	交付単価 (国と地方の合計)
水稻	6,000円/10a
麦・豆類	3,000円/10a
いも・根菜類	6,000円/10a
葉茎菜類	10,000円/10a
果菜類・果実的野菜	18,000円/10a
うち 施設トマト、きゅうり、なす、ピーマン、いちご	40,000円/10a
果樹・茶	12,000円/10a
花き	10,000円/10a
上記区分に該当しない作物	3,000円/10a

平成19年度の報告時から事務手続きを大幅に減らしました！



書類の分量を半分にし、記入して頂く量も減らしています。
必要な作業日報や写真についても大幅に減らしました。
手続きが解りやすいマニュアルを作りました。

・農地・水・環境保全向上対策 < 予算額 > 30,186(30,286) 百万円

2 中山間地域等条件不利地域への支援

(1) 中山間地域等直接支払制度による支援

平地地域と比べ不利な生産条件を補うための支援を行うことにより、農業の継続を通じて、耕作放棄地の発生を防ぎ多面的な機能を確保します。

【支援の目的】

耕作放棄地の発生を防止します



農地の法面管理

地域を活性化します



棚田オーナーによる田植作業

多面的機能を確保します



景観作物の作付け

農業の多面的機能とは

- ・水源かん養
 - ・洪水防止
 - ・国土の保全
 - ・自然環境の保全
 - ・良好な景観の形成等
- の機能をいいます。

【対象とする農地】

傾斜等により農業生産条件の不利な1ha以上のまとまった農用地を対象とします。

- 急傾斜：水田傾斜1/20以上、畑傾斜15°以上
- 緩傾斜：水田傾斜1/100以上、畑傾斜8°以上

【行っていただく作業】

集落の将来像を作成した上で、5年間以上農業生産活動等を継続していただきます。

機械・農作業の共同化や担い手への農地集積などの活動を行っていただきます。

【交付金の額（反当たり）】

単位：円/10a

地目	区分	基礎単価	体制整備単価
田	急傾斜	16,800	21,000
	緩傾斜	6,400	8,000
畑	急傾斜	9,200	11,500
	緩傾斜	2,800	3,500
草地	急傾斜	8,400	10,500
	緩傾斜	2,400	3,000
	草地率の高い草地	1,200	1,500
採草放牧地	急傾斜	800	1,000
	緩傾斜	240	300

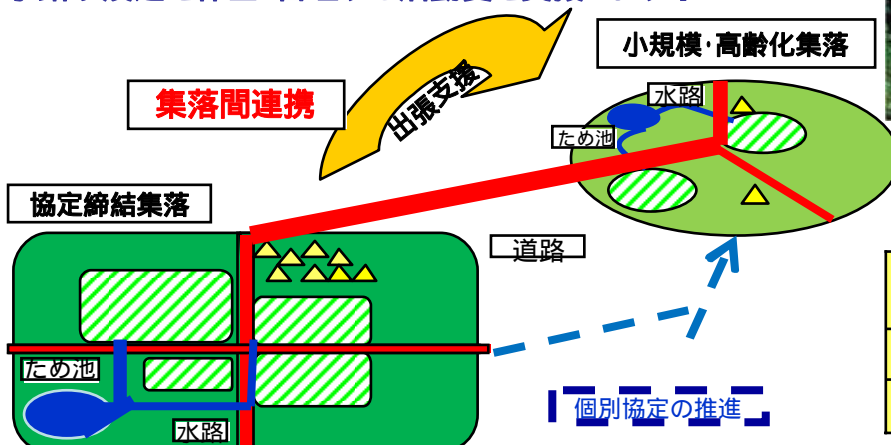
[注] 基礎単価：作業だけを行う場合
体制整備単価：作業に加えを行う場合

・中山間地域等直接支払交付金 < 予算額 > 22,146(22,146) 百万円

(2) 小規模・高齢化集落への支援

中山間地域等直接支払制度に取り組んでいる集落が、小規模で高齢化の進んだ集落の水路、農道などの保全や管理を行う活動を支援します。

【水路や農道を保全・管理する活動費を支援します】



水路、道路の補修



農道の草刈り

	交付単価 (国と地方の合計)
田	10,000円 / 10a
畑	6,000円 / 10a

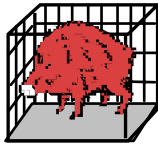
・小規模・高齢化集落支援モデル事業 < 予算額 > 236(0) 百万円

(3) 総合的な鳥獣害対策の推進

市町村などの地域が作る計画に基づいて、捕獲対策などによる個体数の調整、防護柵の設置などの被害防止、緩衝帯の設置などの生息環境の管理や精肉処理施設の設置などの取組を総合的に支援します。

個体数を調整します

- ・市町村職員、農林水産業関係団体職員等による鳥獣捕獲体制の整備
- ・安全で効果的な箱ワナの導入促進
- ・捕獲鳥獣の地域資源としての活用促進等



被害防除を行います

- ・広域的な防護柵の設置促進
- ・犬を活用した追い払い等被害防除技術の導入・実証等



生息環境を管理します

- ・緩衝帯の設置等による里地里山の整備



鳥獣害防止総合計画を作成し、地方農政局等に応募ください。

箱ワナの導入、追い払い、緩衝帯設置等のソフト対策については200万円を上限として、侵入防止柵の設置等のハード対策については事業費の1/2()を上限として助成します。

沖縄は2/3、5法指定地域は55/100

・鳥獣害防止総合対策事業 < 予算額 > 2,800(0)百万円

(4) 離島漁業の振興

漁業集落の創意工夫による新たな取組など、漁業を再生させる活動への支援を通じた離島漁業の再生や、水産業・漁村の多面的機能の維持・増進を図ります。

漁業再生活動

漁場の生産力の向上に関する取組を支援します。

集落の創意工夫を活かした新たな取組を支援します。

種苗放流、藻場・干潟の管理・改善、植樹・魚付き林の整備、海岸清掃、など

新たな漁具や漁法の導入、新規漁業への着業、流通体制の改善など



多面的機能の維持・増進
離島漁業の再生

(対象地域) 離島振興法で指定された離島及び沖縄・奄美・小笠原各特措法の対象地域のうち、航路時間でおおむね30分以上離れているなどの条件の離島を対象とします。

(交付額) 基本交付額は、平均的な25世帯で構成される集落の場合で、340万円となります。

$$\frac{340\text{万円}}{\text{平均的な漁業世帯数 } 25\text{世帯}} \times (\text{集落の漁業世帯数}) = (\text{集落に交付される金額})$$

・離島漁業再生支援交付金 < 予算額 > 1,451(1,725)百万円

地域経済の活性化

1 都市と農山漁村の交流の促進

(1) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

農山漁村への定住、農山漁村と都市部の二つの地域に住居を構える暮らし（二地域間居住）や地域間の交流を促進するため、地域の皆さんの新たな考えや工夫による取組を支援します。



地域活性化に資する基礎づくり

農業生産施設や生産基盤の整備を支援します



交付金を受けようとする都道府県、市町村は農林水産省に活性化計画を作成のうえ応募してください。
 < 交付金の交付先等 >

交付先： 都道府県、市町村
 事業実施主体： 都道府県、市町村、農業協同組合、土地改良区、水産業協同組合、森林組合、農山漁業者等の組織する団体等

交付率： 定額(1/2等)

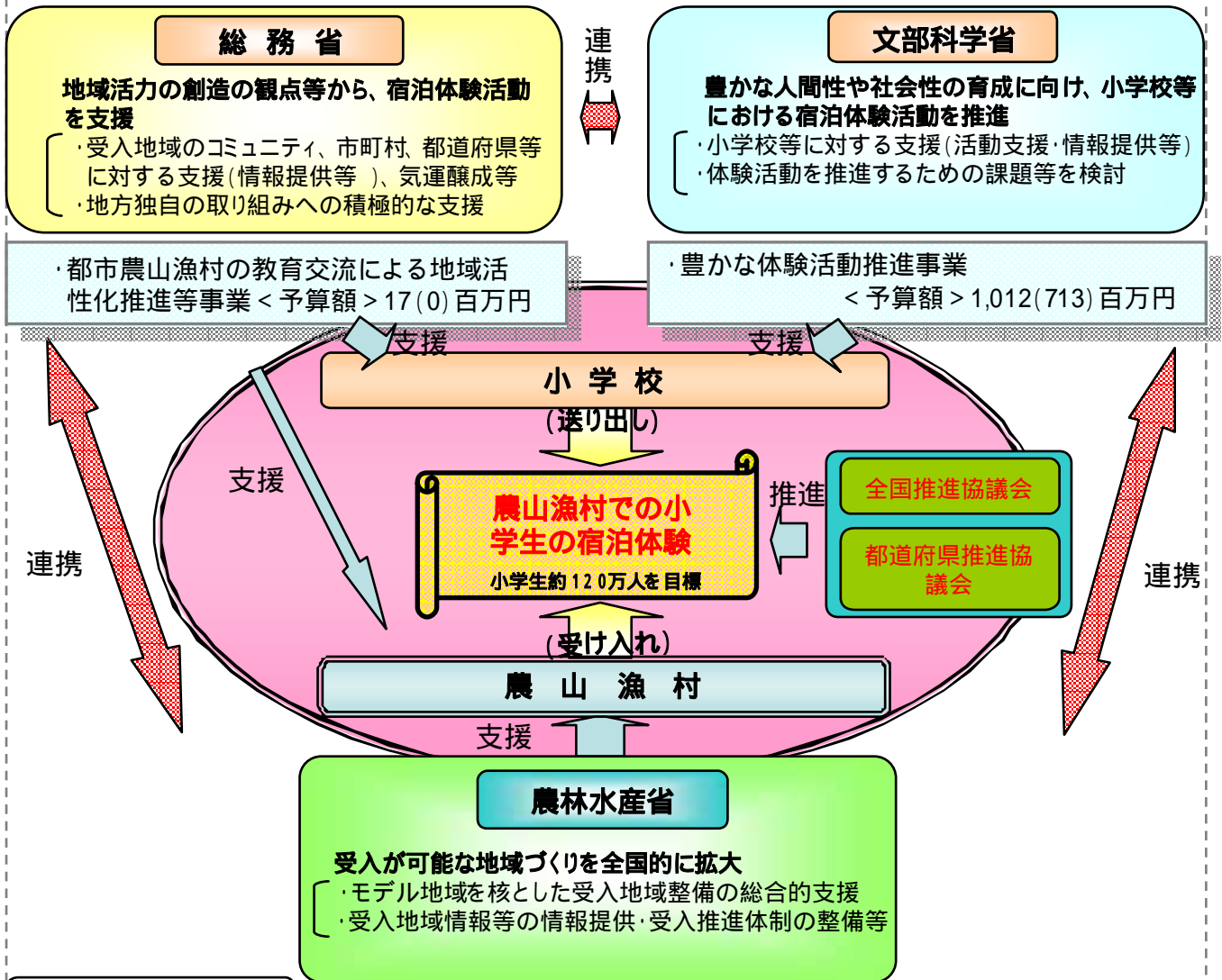
・農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

< 予算額 >

30,546(34,088) 百万円

(2) 子ども農山漁村交流プロジェクトの推進

総務省・文部科学省等と連携して、小学校一学年規模の宿泊体験の受入れができるようなモデル地域づくりを行い、農林漁家民宿等を経営する皆さんの農外収入の増加などの効果をねらいます。(将来は年間120万人の受入れを目標)



農林水産省の支援例

地域での話し合い等に対する支援



(受入計画の作成等)

広域連携共生・対流等対策交付金

受け入れに向けた地域コーディネーターやインストラクター等の育成への支援



(研修等の実施)

広域連携共生・対流等対策交付金

受入拠点施設の整備に対する支援
 子ども達の宿泊体験施設の整備等に対する支援



(空き家・廃校の活用など)

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

- ・ 広域連携共生・対流等対策交付金 < 予算額 > 973(800) 百万円
- ・ 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 < 予算額 > 30,546(34,088) 百万円

(3) 棚田のオーナー制や体験農園等への支援

- ・オーライ・ニッポン会議Webサイトなどを活用し、棚田のオーナー制度や体験農園等の情報を発信していきます。
- ・都市住民が農作業を体験できる体験農園の全国的な普及や開設のための施設整備を支援します。

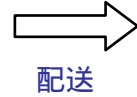
棚田オーナー等の情報を
発信します。



棚田オーナーの保全活動



ふるさとの棚田で作った
お米はおいしいよ！



体験農園の開設を
支援します。



体験農園での栽培指導

< 広域連携共生・対流等対策交付金の例 >

体験農園開設のための施設
整備に対し、事業費の1/2
以内を助成します。

- ・広域連携共生・対流等対策交付金 < 予算額 > 973 (800) 百万円
- ・賑わいある美しい農山漁村づくり推進事業 < 予算額 > 68 (0) 百万円

(4) 直売所等による地産地消の推進

農業、給食、商工業などが一丸となった地域全体の地産地消の取組のほか、高齢者や小規模農家などの方々が活躍する直売所を中心とした取組等を支援します。

地域全体での取組
を支援します



農業、給食、商工業などが一体
となった協議会活動

地産地消モデルタウン事業

高齢・小規模農家が
活躍できるモデル的取組
を支援します



新規作物の導入・実証、リース
方式によるハウス等の導入など

地産地消モデルタウン事業

地産地消に必要な施設
の整備を支援します



直売所等の整備

地産地消モデルタウン事業
強い農業づくり交付金(地産地消特別枠)
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

地産地消モデルタウン事業については、地域の協議会活動などのソフト面の活動やJA、法人等による施設整備などに対し、1/2以内の助成を行います。
強い農業づくり交付金(地産地消特別枠)については、市町村、JAや農業生産法人等が行う施設整備に対し、1/2以内の助成を行います。

- ・地産地消関連対策 < 予算額 > 834(794) 百万円

2 各省等との連携の推進

(1) 農商工連携

農林水産業と商業・工業等の分野が連携し、相乗効果の発揮をねらいとして、地域産品に関する販売促進・新商品開発、地域産業の技術革新の促進等を支援します。

想定される取組例

国産農林水産物を活用した売れる商品づくりへの支援

農林水産省による支援

食料産業クラスター展開事業

<主な支援内容>

- ・食品産業、農林水産業などの連携に向けたコーディネーターの活動費
- ・交流会などの開催費
- ・新商品開発の費用
- ・販路開拓、原材料の安定調達に要する費用

新たな農林水産施策を推進する実用技術開発事業

<主な支援内容>

- ・産学官の連携による農林水産物等の地域資源を活用した新食品・新素材の研究開発の費用

地域の食料産業クラスター協議会



交流会等を開催し、連携につなげるお見合いの場を設定

地域の農林水産物を活用した新商品開発、販路拡大を実施



形状はそのまま、パパロアのように軟らかいタケノコ

高齢者用食品
(広島県)

三笠の鶏醬
(北海道)

加賀野菜プリン
(石川県)

経済産業省による支援

中小企業地域資源活用プログラム

<主な支援内容>

- ・農林水産品、産地の技術、観光資源などを活用した新商品・新サービスの開発、販路開拓に要する費用
- ・マーケティング等に関するアドバイザーの派遣

(独)中小企業基盤整備機構による支援

<主な支援内容>

- ・取引機会などの拡大を図るための商談会の開催や、アンテナショップの開設

<20年度 農商工連携関連予算額>

農林水産省

食料産業クラスター展開事業	609百万円
新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業	5,200百万円
地産地消関連対策	834百万円
IT活用型営農成果重視事業	76百万円
漁業再チャレンジ支援事業	518百万円
新需要創造対策	630百万円
地域流通モデル構築支援事業	20百万円
食品産業HACCP等普及促進事業	150百万円
輸出促進対策	2,052百万円
<予算額>	約100億円

この他、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、強い農業づくり交付金、約550億円

経済産業省

中小企業地域資源活用プログラム	2,800百万円
新連携対策支援事業	1,098百万円
地域イノベーション協創プログラム	1,000百万円
中小商業活力向上事業	1,000百万円
地域産品IT販路開拓支援事業	300百万円
IT経営応援隊	300百万円
地域における知的財産の保護強化	59百万円
産学人材育成パートナーシップ事業	254百万円
新現役チャレンジ推進事業	501百万円
地域企業立地促進等補助事業	1,100百万円
地域企業立地促進等共用施設整備事業	700百万円
等	
<予算額>	約100億円

この他、地域中小企業応援ファンドの資金枠の拡充、200億円

(2) 地域における歴史的風致の維持及び向上

文化庁、国土交通省と連携して、地域において歴史的な風致をつくっている農業用の水路など、歴史的な価値に配慮しつつ、保全を図る取組を支援します。



- ・地域用水環境整備事業（農林水産省）＜予算額＞ 2,212（2,542）百万円
- ・村づくり交付金（農林水産省）＜予算額＞ 29,560（28,528）百万円
- ・農村振興総合整備事業（農林水産省）＜予算額＞ 6,148（5,335）百万円
- ・歴史的環境形成総合支援事業（国土交通省）＜予算額＞ 730（0）百万円

青：農林水産省支援
茶：国土交通省支援

(3) 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進

国土交通省の施策と連携した観光圏の整備の中で、農山漁村での地域間交流を進めるための取組を支援します。



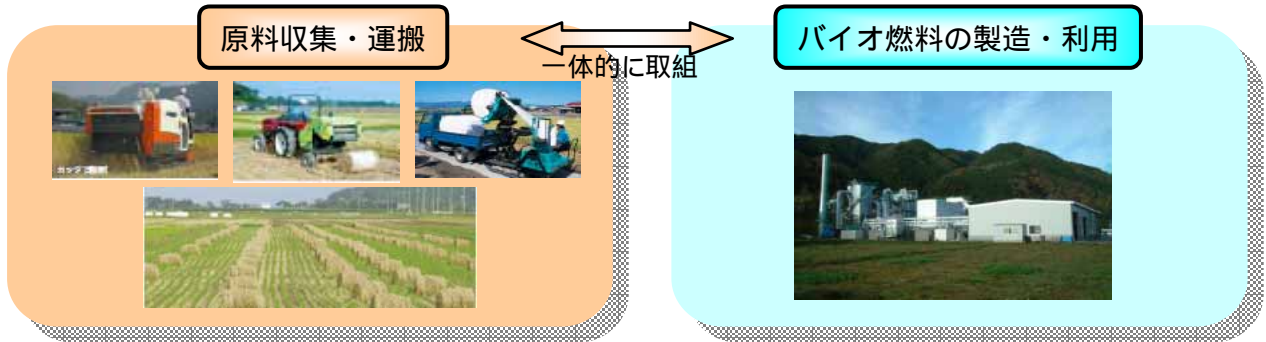
- ・農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（農林水産省）＜予算額＞ 30,546（34,088）百万円
- ・観光圏整備事業費補助金（国土交通省）＜予算額＞ 279（0）百万円

(4) 国産バイオ燃料等による地域活性化

予 算

食料供給と競合しない稲わら等の未利用バイオマスを有効に活用して、国産バイオ燃料の生産拡大を図る「日本型バイオ燃料生産拡大対策」を推進します。

稲わら等の効率的な収集・運搬とバイオ燃料製造の技術実証を行う一体的な取組を支援します。
(ソフトセルロース利活用技術確立事業)



事業を実施する地区は公募で募集し、有識者委員会で審査の上、選定します(公募は4月以降を予定)。「収集・運搬」と「バイオ燃料製造」の技術の実証を行うそれぞれの事業実施者が一つの地区となって事業計画を作成していただき、応募してください。

その他、低コストで高効率なバイオ燃料生産技術の開発、林地の残材などのエタノール化に向けた製造システムの構築、地域の関係者が一体となった国民運動の展開などを実施します。

・日本型バイオ燃料生産拡大対策 < 予算額 > 7,955(1,016)百万円

税 制

今後、かなりの需要が見込まれるバイオ燃料の利用拡大を図るため、バイオ燃料の利用・製造に係る税の軽減措置を講じます。

バイオ燃料そのものに 係る税制

品確法の改正と合わせて
実施予定

ガソリン税(揮発油税、地方道路税)

バイオエタノールを3%混合したガソリンの場合、

1 当たり 53.8円/ × 0.03 = 1.6円が免税となります。

バイオ燃料製造設備に 係る税制

農林漁業有機物資源のバイオ
燃料の原材料としての利用の
促進に関する法律(仮称)の
成立を前提に措置見込み

固定資産税

措置事項：バイオ燃料製造業者が農林漁業者等と連携してバイオ燃料製造に取り組む場合にバイオ燃料製造設備の固定資産税を軽減します(特例率1/2、特例期間3年間)
対象設備：バイオエタノール、バイオディーゼル、バイオガス、木質ペレットの各製造設備

製造設備取得価額 **25億円**の場合 (総事業費50億円のうち、国が1/2補助)

通常(減税なし)の固定資産税

初年度 3,500万円
次年度 2,527万円
3年度 1,825万円

固定資産税特例措置(減税あり)の場合

初年度 3,500万円 × 1/2 = 1,750万円
次年度 2,527万円 × 1/2 = 1,264万円
3年度 1,825万円 × 1/2 = 912万円

3年間で
約**4,000万円**の
減税効果

農林水産業の再生

1 農業

(1) 水田・畑作経営所得安定対策(品目横断的経営安定対策)

土地利用型農業(米、麦、大豆等)の体質強化により地域農業の維持・発展を図るため、地域農業の担い手として熱意を持って営農に取り組む認定農業者と集落営農組織を対象に経営の安定を図る支援を行います。

支援の対象

地域農業の担い手として熱意を持って営農に取り組む認定農業者と集落営農組織

〔経営規模の要件〕

- | | |
|----|---|
| 原則 | ・認定農業者 …… 都府県 4 ha以上、北海道10ha以上
・集落営農組織 …… 20ha以上 |
| 特例 | ・地域の状況に応じた特例を措置
(所得特例、物理的特例、生産調整特例) |



市町村特認
制度の創設

上記の特例に該当しないが、市町村が本対策への加入が適当であると認める意欲ある農業者が対象となります。
「地域水田農業ビジョン」に位置付けられた認定農業者又は集落営農組織

支援の内容

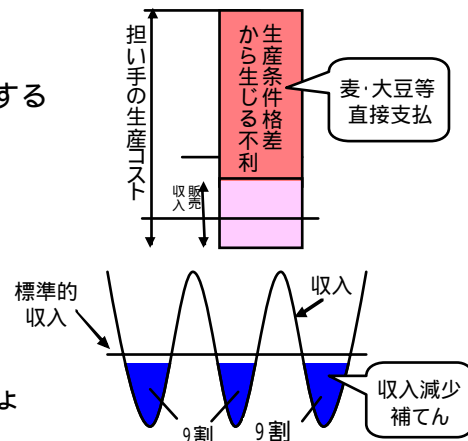
品目別の価格政策ではなく、経営全体に着目した政策

生産条件不利補正対策

- ・諸外国との生産条件格差から生じる不利を補正するための補てん
〔対象品目〕
麦・大豆・てん菜・でん粉原料用ばれいよ

収入減少影響緩和対策

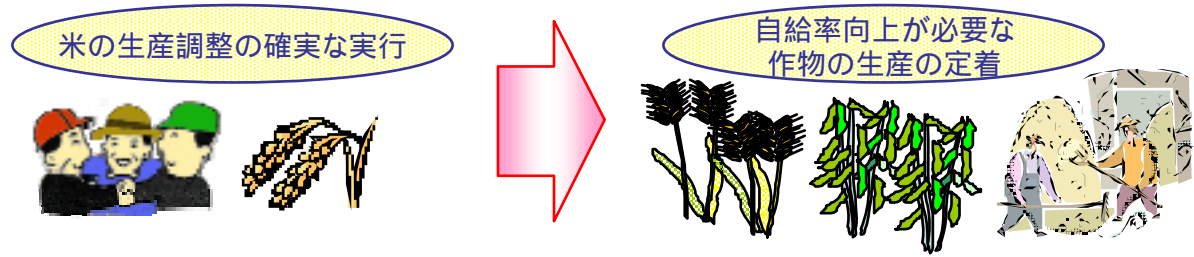
- ・収入の減少の影響を緩和するための補てん
〔対象品目〕
米・麦・大豆・てん菜・でん粉原料用ばれいよ



- | | |
|--------------------------------|---------------------|
| ・水田・畑作経営所得安定対策 < 予算額 > | 208,670(139,549)百万円 |
| 〔生産条件不利補正対策(20年産) | 153,153(139,549)百万円 |
| 〔収入減少影響緩和対策(19年産) | 55,517(0)百万円 |
| ・【平成19年度補正予算額 生産条件不利補正対策(19年産) | 12,562百万円 |

(2) 米政策改革の推進

米の消費の減少に対応した生産調整を確実に実行し、自給率向上が必要な麦、大豆、飼料作物、非主食用米の生産を着実に定着させる取組を支援します。



・米政策改革推進対策

< 予算額 > 196,316 (189,203) 百万円

【 地域水田農業活性化緊急対策 】

20年産米の生産調整を拡大するために、主食用米の作付から、麦、大豆、飼料作物等を作付けする長期契約（5年）を締結した場合〔19年産の生産調整実施者には、5万円/10a、非実施者には3万円/10a〕飼料用米、バイオエタノール米等の非主食用米の低コスト生産技術の確立に取り組み長期契約（3年）を締結した場合〔5万円/10a〕に一時金の支援を行います。

・地域水田農業活性化緊急対策

〔平成19年度補正予算額 50,000百万円〕

(3) 耕作放棄地解消対策

耕作放棄地を解消するため、地域の農地の有効利用を促進するほか、集落での農地の保安全管理など、耕作放棄地解消・発生防止の活動を支援します。

耕作放棄地の解消に向けた支援

農地の利用促進等への支援

- ・農地利用調整の活動費等を支援します。
- ・基盤整備と併せた利用促進を支援します。

企業等の農業参入円滑化への支援

- ・農業への参加を希望する企業などへ各種情報を提供します。
- ・農地利用の調整活動や農業機械・施設のリースなどを支援します。



基盤整備後、野菜の作付再開

集落等の共同管理への支援

- ・農業生産活動の維持を通じた発生防止を支援します。
- ・地域の共同活動による取組を支援します。

飼料増産・放牧等への支援

- ・飼料作物、バイオマス作物などの省力作物の作付促進などによる解消を支援します。



景観作物を栽培

市民農園としての活用への支援

- ・市民農園の整備などによる有効活用を支援します。

植林転用への支援

- ・利用困難な農地での人工造林等への転用を支援します。

・耕作放棄地解消緊急対策 < 予算額 > 72,791 (67,121) 百万円

林野庁では、森林の整備、林業・木材産業の再生、新たな産業づくり等を総合的に支援します。山村の再生を目指している市町村、NPOはじめ関係者の皆様は、事業の一元的な窓口である林野庁計画課 森林総合利用・山村振興室(電話03-3502-0048)にお問い合わせ下さい。

<山村再生総合対策事業>

山村特有の資源を活用し、健康・福祉、教育、観光、環境など様々な分野に着目した魅力ある山村づくりの取組を支援します。また、PDCAサイクルの考え方を導入するとともに、総合的な人材の育成を実施します。

・山村再生総合対策事業 < 予算額 >

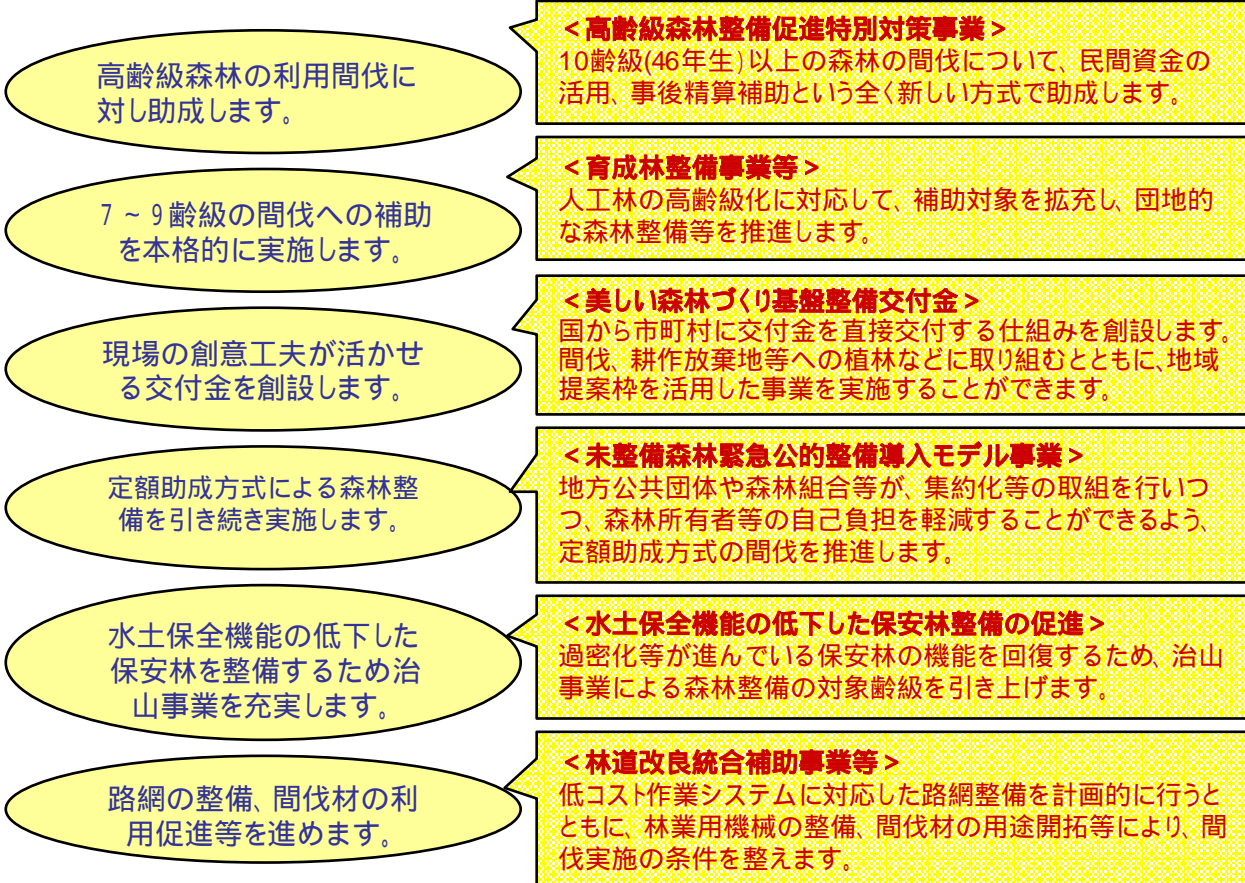
300(0)百万円

(1) 間伐等の森林の整備・保全への支援

- ・国民ニーズを捉えた「美しい森林づくり」に向け多角的な森林整備を推進し、地球温暖化防止に貢献します。
- ・毎年55万ha、6年間で330万haの間伐を推進します。
- ・地方の財政事情など森林整備を巡る情勢や人工林の内容の変化などに対応した制度の充実や総合的な取組を展開します。



多角的な森林整備の推進



・高年齢級森林整備促進特別対策事業	< 予算額 >	1,000(0) 百万円
・育成林整備事業等	< 予算額 >	28,711(35,065) 百万円の内数
・美しい森づくり基盤整備交付金	< 予算額 >	1,000(0) 百万円
・未整備森林緊急公的整備導入モデル事業	< 予算額 >	2,169(1,971) 百万円
・水土保全機能の低下した保安林整備の促進	< 予算額 >	1,550(1,673) 百万円
・林道改良統合補助事業等	< 予算額 >	499(550) 百万円
森林吸収目標達成のため、追加的な間伐等の実施に必要な地方負担を地方債の対象とするなどの地方財政措置を充実		

(2) 林業・木材産業の再生への支援

「緑の雇用」の推進による林業の担い手となる人材の育成や定着を支援するとともに、生産コストの削減や木材の加工流通体制の整備について支援を行います。

森林所有者に対し森林施業を提案する人材の育成を支援します。

< 施業集約化・供給情報集積事業 >

森林所有者との合意形成活動、森林調査、森林施業プランナーの育成研修などに対し一定額を助成します。

高性能林業機械のリースによる導入を支援します。

< がんばれ！地域林業サポート事業 >

高性能林業機械をリースにより導入する際、リース料総額の一部を助成します。



木材加工流通施設



高性能林業機械による作業

< 森林・林業・木材産業づくり交付金 >

木材加工流通施設や高性能林業機械などの整備について、事業内容等に応じ一定額を助成します。

木材加工流通施設や高性能林業機械などの整備を支援します。

U・ターン者等林業就業に意欲のある若者等を支援します。

< 緑の雇用担い手対策事業 >

新規就業者の育成・定着のため、林業事業者による基本的な技術・技能を教える実地研修などについて、研修内容に応じ一定額を助成します。



緑の雇用研修の様子

・ 施業集約化・供給情報集積事業	< 予算額 >	592 (559) 百万円
・ がんばれ！地域林業サポート事業	< 予算額 >	100(0) 百万円
・ 緑の雇用担い手対策事業	< 予算額 >	6,700(6,700) 百万円
・ 地域材生産・物流効率化支援事業	< 予算額 >	95 (0) 百万円
・ 森林・林業・木材産業づくり交付金	< 予算額 >	9,692(9,756) 百万円の内数

(3) 森林資源を活用したニュービジネス創出への支援

間伐と間伐により発生する木質資源の利用を一体的に進める取組や、森林やこれに関連する自然的・文化的な資源を活用した新たな産業づくりを支援します。

間伐の実施により木質バイオマスを確保する取組等を支援します。

< 木質資源利用ニュービジネス創出事業 >

原料である木質バイオマスを、間伐の実施により確保する経費の一部を助成するとともに、輸送の効率化等を図るための経費の1/2以内を助成します。

アドバイザー派遣による技術指導や人材育成研修を実施します。

< 山村再生総合対策事業 >

NPOなどの多様な主体が行う地域の森林資源などを活用した新たなビジネスプラン作りなどに、全額又は1/2以内を助成します。



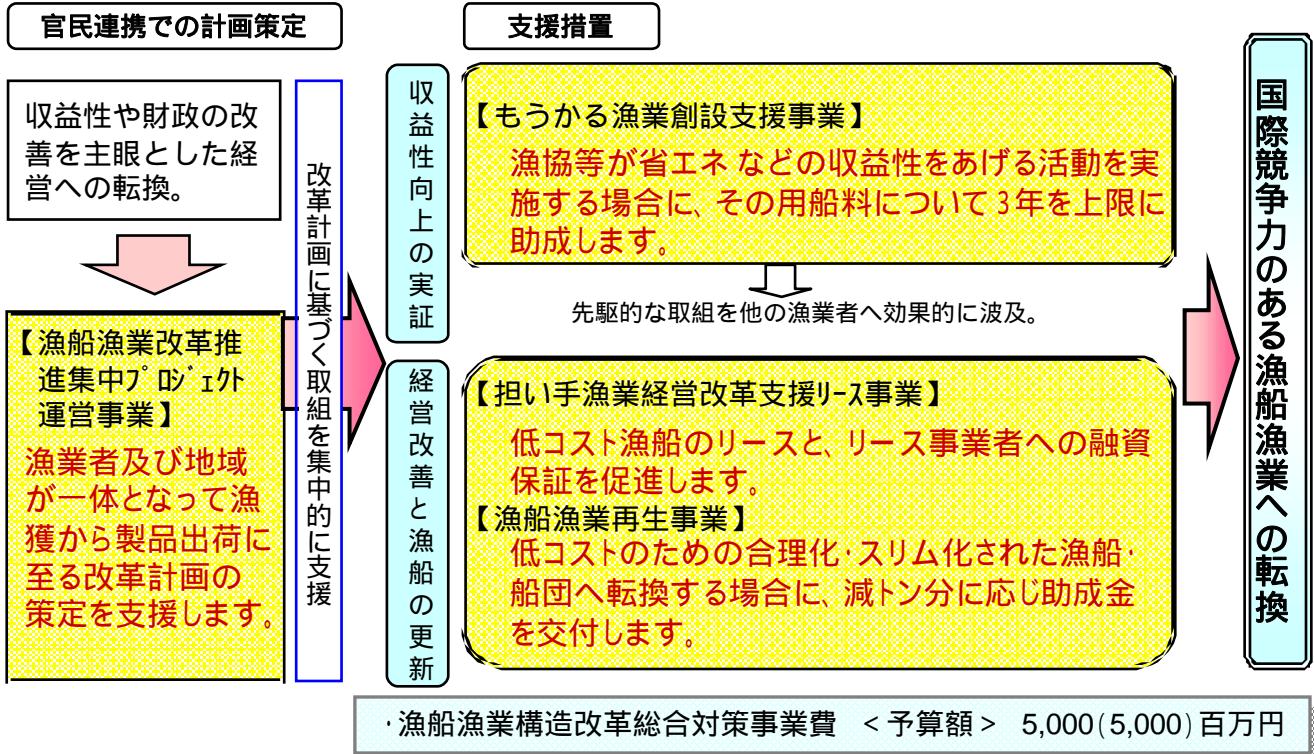
おばあちゃんたちの葉っぱビジネス

・ 木質資源利用ニュービジネス創出事業	< 予算額 >	573(0) 百万円
・ 山村再生総合対策事業	< 予算額 >	300(0) 百万円
・ 特用林産物消費・流通総合支援対策事業	< 予算額 >	74(51) 百万円

3 水産業

(1) 漁船漁業構造の改革

漁船が古くなったり水揚げが低迷するなど、生産体制が弱くなった漁船漁業について、収益性重視の経営転換を促進する漁船漁業構造改革対策を実施します。

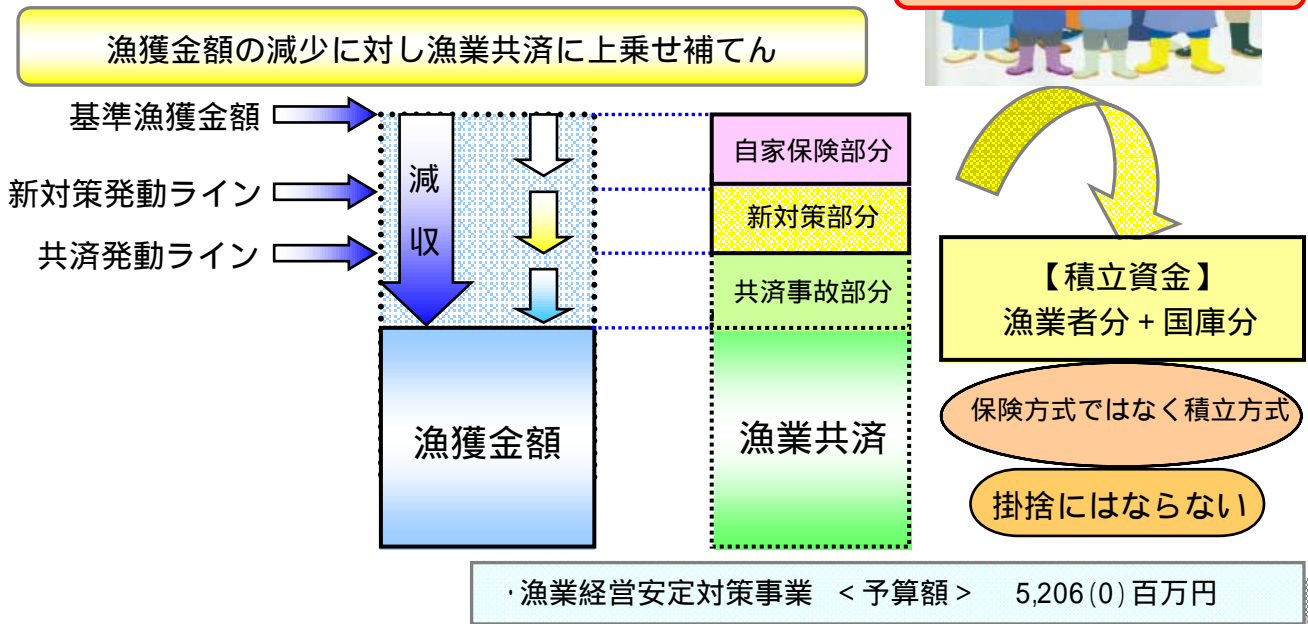


(2) 新たな漁業経営安定対策

積極的な経営改善により他産業並の所得の安定的な確保を目指す漁業者を対象とした新しい経営安定対策を平成20年度から導入します。



新しい経営安定対策



(3) 燃油高騰緊急対策

燃油高騰による漁業経営への影響を軽減するため、平成19年度補正予算などによる経営体質の強化とともに、燃油流通の効率化、省エネ型漁業への転換を推進し、燃油高騰に耐えられる足腰の強い水産業の確立を支援します。

「水産業燃油高騰緊急対策(基金)」【平成19年度補正予算】

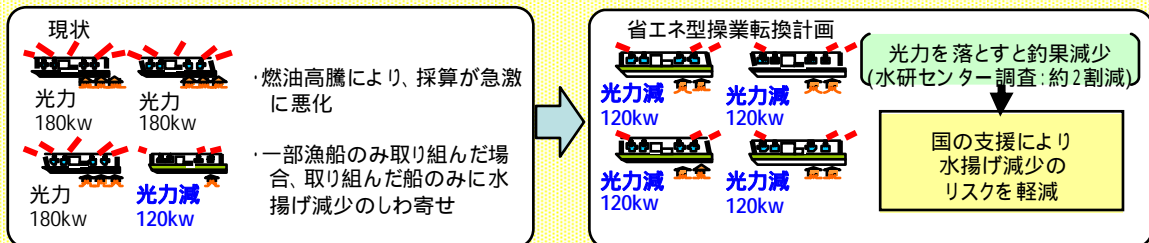
漁業経営体質強化対策

省エネ設備への置換やグループ操業（共同探索船・共同運搬船の運行）を支援します。



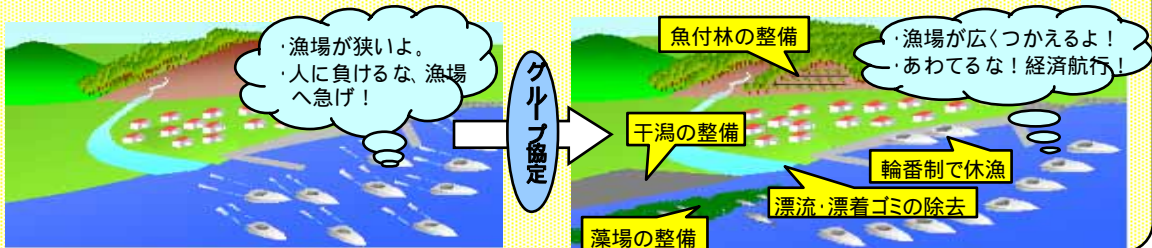
小規模漁業構造改革促進対策（省エネ推進）

地域・グループ、一斉の省エネ新型操業形態への転換を支援します。



省エネ推進協業体活動支援対策

輪番制休漁体制の下で、休漁者が行う生産力向上の取組を支援します。



<その他の対応>

燃油タンク整備等による流通効率化、省エネ転換推進の支援



- 省エネ技術導入支援
- 漁業用A重油及び軽油に対する税制特例措置の実施
- 低利融資措置の実施等

・省エネルギー推進緊急対策資金 ・農林漁業セーフティネット資金

水産業燃油高騰緊急対策(基金)【平成19年度補正予算額 10,150 百万円】		
強い水産業づくり交付金	< 予算額 >	7,730 (8,762) 百万円の内数
省エネ技術導入支援事業	< 予算額 >	924 (924) 百万円

お問い合わせ先は、各窓口まで。

農山漁村活性化支援窓口一覧

ブロック	都道府県	窓 口
北海道	北海道	農林水産省 農村振興局 企画部 農村政策課 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 電話)03-3502-8111(内線 5442) FAX)03-3506-1934 E-mail)kasseika_shien@nm.maff.go.jp
東北	青森・岩手・宮城・秋田・ 山形・福島	東北農政局 農村計画部 農村振興課 〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎 電話)022-261-6734 FAX)022-715-8217 E-mail)shiensodan@tohoku.maff.go.jp
関東	茨城・栃木・群馬・埼玉・ 千葉・東京・神奈川・ 長野・山梨・静岡	関東農政局 農村計画部 農村振興課 〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 電話)048-740-0115 FAX)048-740-0082 E-mail)shiensodan@kanto.maff.go.jp
北陸	新潟・富山・石川・福井	北陸農政局 農村計画部 農村振興課 〒920-8566 石川県金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎 電話)076-232-4531 FAX)076-263-0256 E-mail)k_madoguti@hokuriku.maff.go.jp
東海	愛知・岐阜・三重	東海農政局 農村計画部 農村振興課 〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2 電話)052-746-6430(ダイヤルイン) 052-201-7271(内線 2525または2526) FAX)052-220-1681 E-mail)kasseika-sien@tokai.maff.go.jp
近畿	滋賀・京都・大阪・兵庫・ 奈良・和歌山	近畿農政局 農村計画部 農村振興課 〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通り下長者町下ル 丁子風呂町 京都農林水産総合庁舎 電話)075-414-9050 FAX)075-451-3965 E-mail)shien-sodan@kinki.maff.go.jp
中国四国	鳥取・島根・岡山・広島・ 山口・香川・徳島・愛媛・ 高知	中国四国農政局 農村計画部 農村振興課 〒700-8532 岡山県岡山市下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎 電話)086-224-4511(内線 2591) FAX)086-227-6659 E-mail)shiensodan@chushi.maff.go.jp
九州	福岡・佐賀・長崎・熊本・ 大分・宮崎・鹿児島	九州農政局 農村計画部 農村振興課 〒860-8527 熊本県熊本市二の丸1-2 熊本合同庁舎 電話)096-351-7217 FAX)096-359-7321 E-mail)nousonshinkouka@kyushu.maff.go.jp
沖縄	沖縄	沖縄総合事務局 農林水産部 農政課 〒900-8530 沖縄県那覇市前島2-21-7 電話)098-866-0031(内線 359または380) FAX)098-860-1395 E-mail)shiensodan@ogb.cao.go.jp

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省農村振興局企画部農村政策課
電話)03-3591-8651 FAX)03-3506-1934